

阿南市・那賀川町・羽ノ浦町 新市まちづくり計画

阿南市・那賀川町・羽ノ浦町合併協議会

平成 27 年 12 月変更 阿 南 市

目次

I	序論	1
1	合併の必要性	1
(1)	日常生活圏の拡大	1
①	通勤・通学圏	1
②	買い物行動	2
③	日常生活圏とまちづくり	3
(2)	広域行政の現状	3
(3)	少子・高齢化への対応	5
(4)	地方分権の進展	5
(5)	厳しい財政状況	6
①	国の状況	6
②	一市二町の状況	7
2	計画の位置づけ	8
(1)	合併特例法上の位置づけ	8
(2)	一市二町の総合計画との関係	8
(3)	新市の基本計画との関係	8
3	計画策定の方針	8
(1)	計画の目的	8
(2)	計画の構成	8
(3)	計画の期間	8
(4)	計画策定における留意事項	8
II	一市二町の概況	10
1	一市二町の現況	10
(1)	行政区画の変遷	10
(2)	位置・地勢	11
(3)	気候	12
(4)	人口・世帯	13
(5)	面積	14

(6) 産業別就業人口	15
(7) 地域指定	15
2 主要指標の見通し	16
(1) 人口	16
(2) 世帯	18
III 新市まちづくりの基本方針	19
1 新市の将来像	19
2 新市の基本理念	19
3 新市の目標	20
IV 新市まちづくりの主要施策	21
1 施策の体系化	21
2 まちづくり事業	22
(1) 活力をよぶ創造のまちづくり	22
(2) 人々が行き交う定住のまちづくり	23
(3) 自然あふれる潤いのまちづくり	24
(4) 心かよう健やかなまちづくり	26
(5) 歴史と個性が輝く学びのまちづくり	27
(6) 参加と協働のまちづくり	29
V 公共的施設の統合整備	30
VI 財政計画	31
(1) 位置づけ	31
(2) 計画期間	31
(3) 対象	31
(4) 基本的な考え方	31

★ I 序論

1 合併の必要性

地方分権の推進、三位一体改革と地方行政は大きく変化しようとしています。厳しい経済雇用情勢、防災、環境問題への対応が急務の課題となるなか、少子高齢化、高度情報化の波も確実に押し寄せています。

また、右肩上がり経済の終焉とともに、行財政運営への影響も懸念されます。このような状況において、社会資本が充実し、高い年少人口割合を示す那賀川町及び羽ノ浦町と、産業集積率が高く現在、地方交付税の不交付団体である阿南市が合併することで地域が活性化し、スケールメリットにより行財政基盤が拡充された『力強い』自治体の構築が可能となります。

阿南市、那賀川町及び羽ノ浦町（以下「一市二町」という。）の状況がどのようになっているか、地域の現状と課題について確認することにします。

(1) 日常生活圏の拡大

一市二町における日常生活圏の状況を知るために、「通勤・通学圏」と「買い物行動」に着目します。

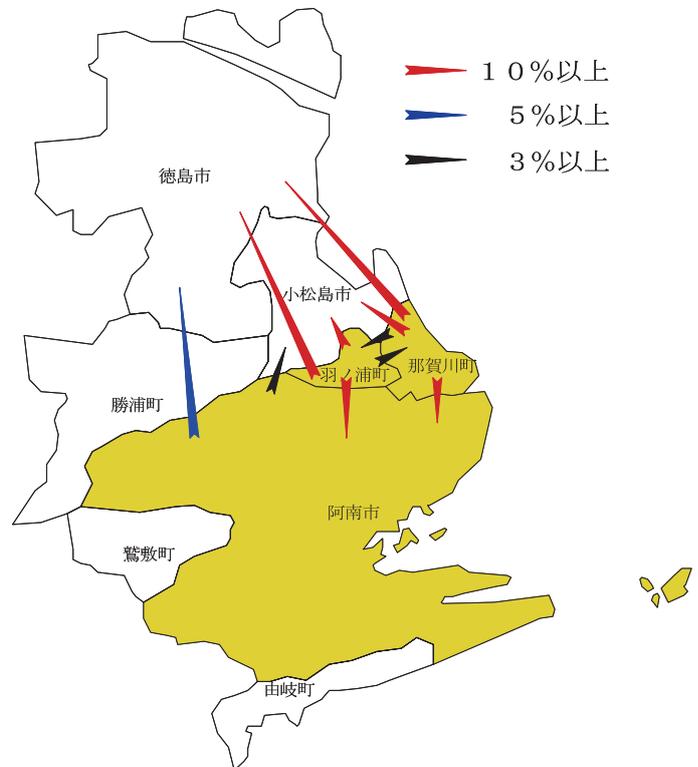
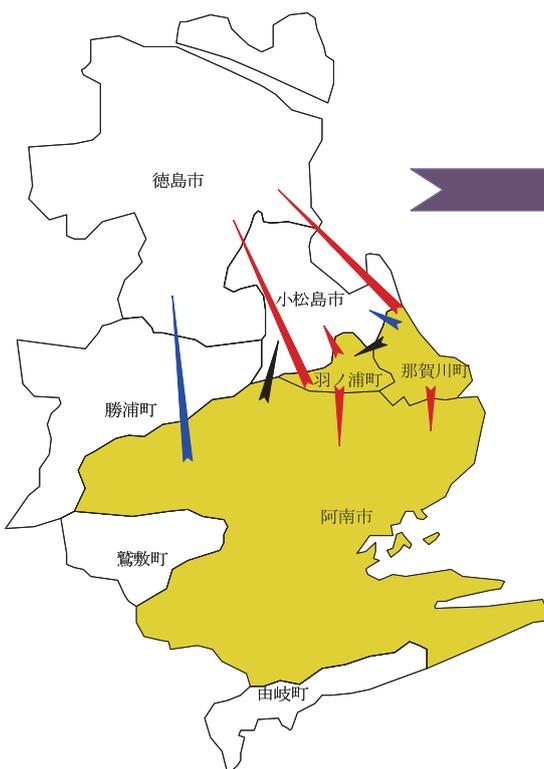
①通勤・通学圏

通勤・通学の状況は、次の図のようになっています。

■通勤・通学圏における流出比率

資料：平成7年国勢調査

平成7年



平成12年

■通勤・通学圏における流出比率

資料：平成12年国勢調査

那賀川町、羽ノ浦町から徳島市、小松島市、阿南市への流出が目立っていますが、阿南市からの流出はさほど見られません。那賀川町から阿南市が27.1%（平成12年度）、羽ノ浦町から阿南市が23.7%（平成12年度）と特に高い比率となっているのが特徴となっています。

②買い物行動

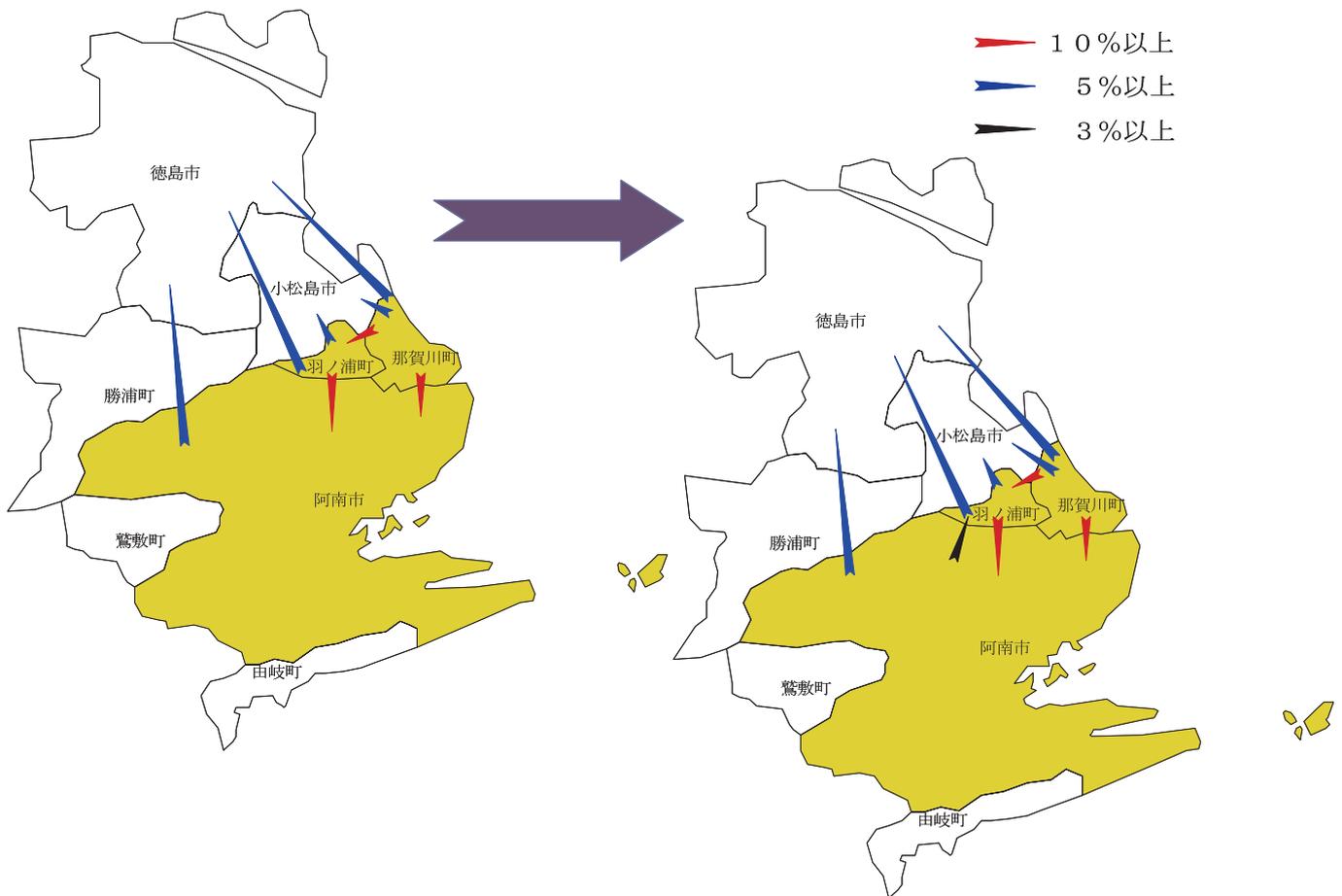
買い物行動の状況は、次の図のようになっています。

徳島市や、小松島市への流出が見られるものの、阿南市、羽ノ浦町への流入が目立ちます。こうしたことから、阿南市、羽ノ浦町を中心とした商圈が形成され、買い物においては、一市二町内に収まる傾向があることがわかります。

■買い物行動における流出比率

資料：平成8年度徳島県コミュニティプラン事業報告書

平成8年



平成13年

■買い物行動における流出比率

資料：平成13年度徳島県消費動向等調査

③日常生活圏とまちづくり

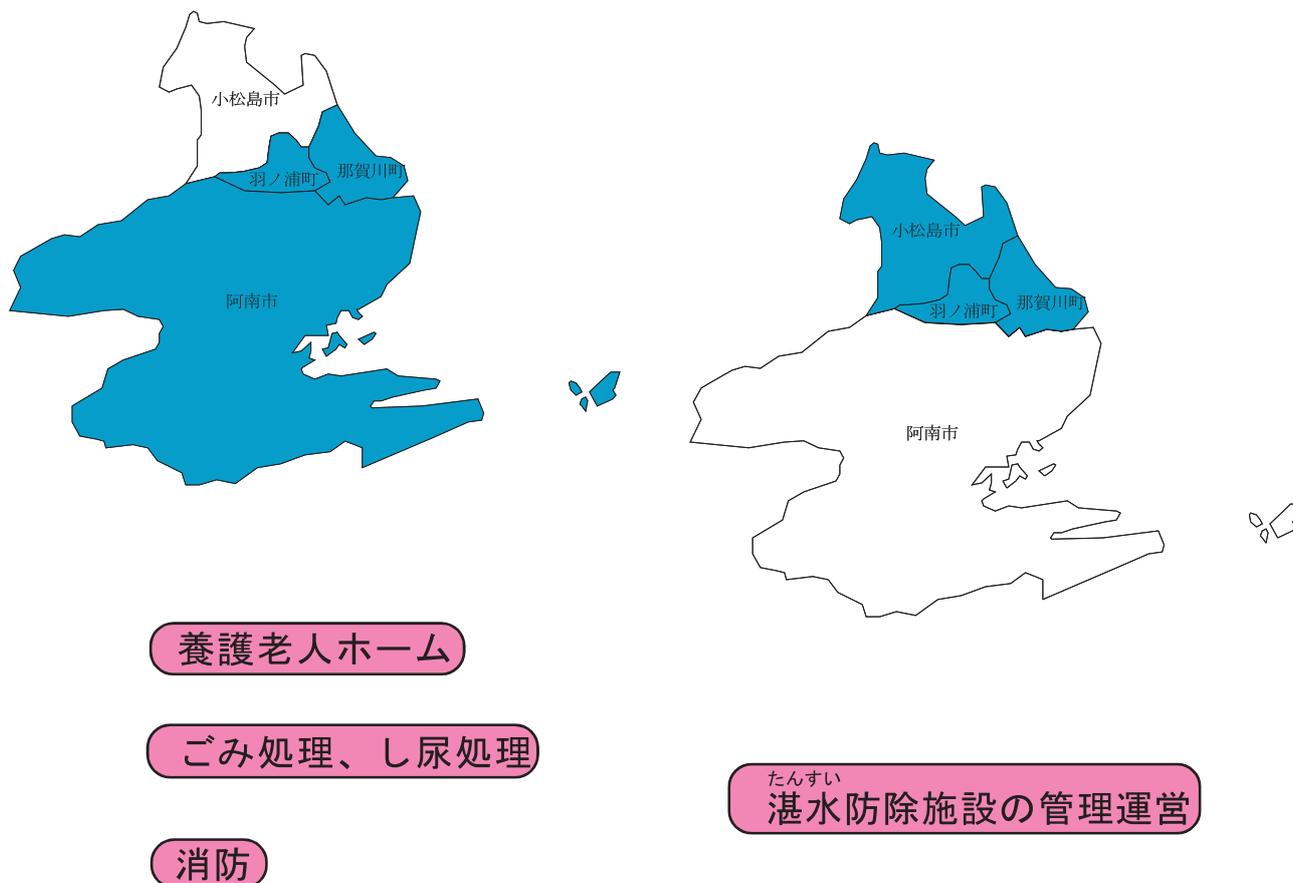
以上のデータ結果から、日常生活圏では阿南市、那賀川町、羽ノ浦町の一市二町が強い結びつきを持っていることがわかります。また域内にとどまらず、徳島市、小松島市へと行動範囲は拡がり、県の中心となる徳島東部地方拠点都市地域としてふさわしいまちづくりを進めていく必要があります

(2) 広域行政の現状

現在の市町の区域を越えて実施されている広域行政の状況について確認することになります。一市二町の関係する一部事務組合の状況を見ると、3つの事務について一緒に事務が行われており、さらに那賀川町と羽ノ浦町はもうひとつ一緒に行っています。

■一部事務組合の状況

一部事務組合	所在地	阿南市	那賀郡			小松島市
			那賀川町	羽ノ浦町	その他の那賀郡	
老人ホーム福寿荘組合	阿南市	●	●	●	●	
阿南市外二町衛生組合	阿南市	●	●	●		
阿南消防組合	阿南市	●	●	●		
那賀川北岸地域湛水防除施設組合	那賀川町		●	●		●



また、県出先機関等の所管区域は次のようになっています。

これらのことから、一市二町における事務の調整が行われており、行政の単位として一体性があることがわかります。

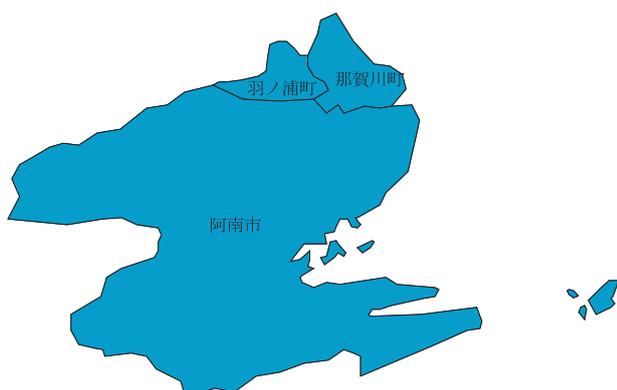
■ 行政機関等の状況

行政機関	所在地	阿南市	那賀郡			小松島市	勝浦郡
			那賀川町	羽ノ浦町	その他の那賀郡		
財務事務所	阿南市	●	●	●	●		
保健所	阿南市	●	●	●	●	●	●
福祉事務所	阿南市	*2	●	●	●		
農林事務所	阿南市	●	●	●	●		
農業改良普及センター	阿南市	●	●	●	●		
家畜保健衛生所* ¹	徳島市	●	●	●	●	●	●
土木事務所	阿南市	●	●	●			
警察署	阿南市	●	●	●			

* 1 徳島市、鳴門市、名東郡、名西郡神山町、海部郡、板野郡松茂町、北島町、藍住町及び板野町を含む

* 2 阿南市福祉事務所が管轄

■ 県出先機関等所管区域の状況



阿南財務事務所
 阿南保健所
 阿南農林事務所
 阿南農業改良普及センター
 徳島家畜保健衛生所
 阿南土木事務所
 阿南警察署



那賀福祉事務所

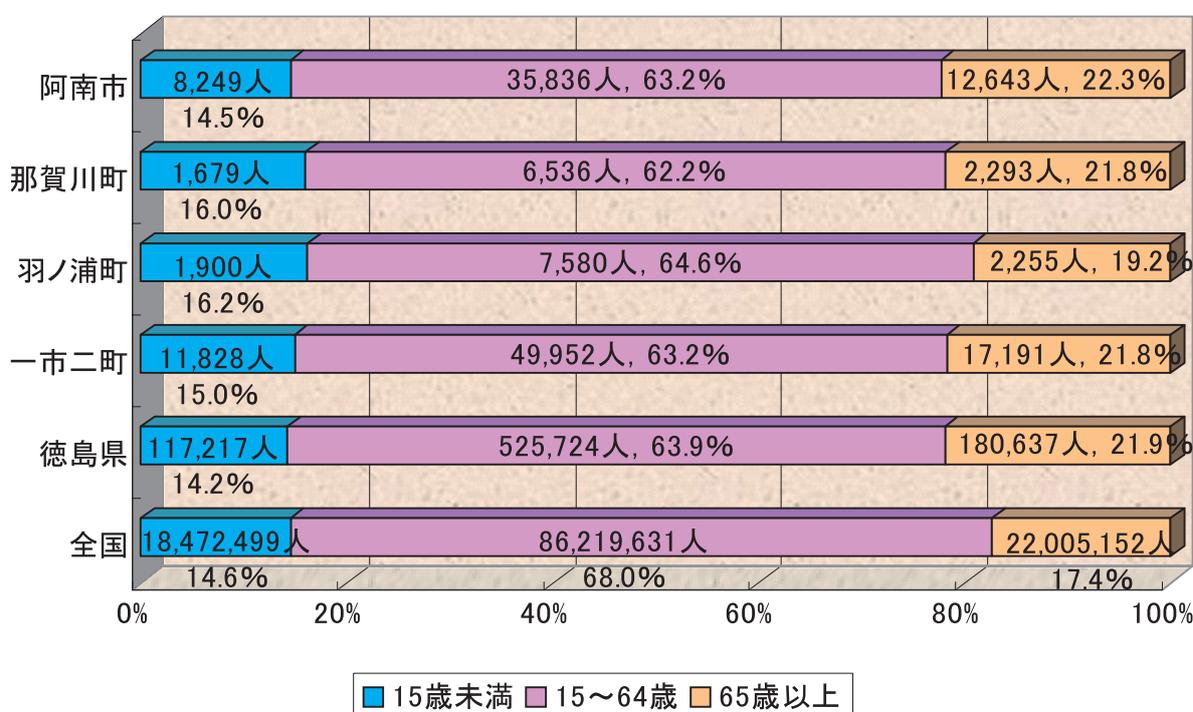
(3) 少子・高齢化への対応

少子・高齢化の進展に伴い、保健・医療や福祉への要望がさらに高まることが予想されます。市町村においては、保健・福祉サービスが円滑に提供できるよう、人材の確保とともに専門性の向上が求められていますが、コストの増大や人材の不足が懸念されています。

また、生産年齢（15～64歳）人口の減少に伴う地域経済の活力低下や税収の減少などにより、さらに対応が困難になる場合が考えられます。一市二町においては、老年人口割合が全国の水準を上回り、この点について特に考慮しなければなりません。

そのため、市町村合併により財政力・行政能力の強化を図り、少子・高齢化に伴う行政需要に応えていくことが必要となります。

■ 年齢区分別人口割合の比較



資料：平成12年国勢調査

(4) 地方分権の進展

地方分権一括法が平成12年4月1日に施行され、地方分権がますます進んでいます。地方分権時代においては、基礎自治体として、自らの判断と責任で特性を充分活かした地域社会を実現しなければなりません。

このため、財政基盤の強化や行政の効率化を図ることはもちろんのこと、地域の実情に応じた創意工夫を行い、住民参加のもと、行政サービスや各種施策を主体的に決定・実施することが求められます。

権限移譲に伴う事務量の増加、専門分野を担うことができる職員の養成、政策立案能力の向上など多様化する行政課題への適切な対応のためにも、市町村合併による、分権時代にふさわしい組織体制の整備が必要です。

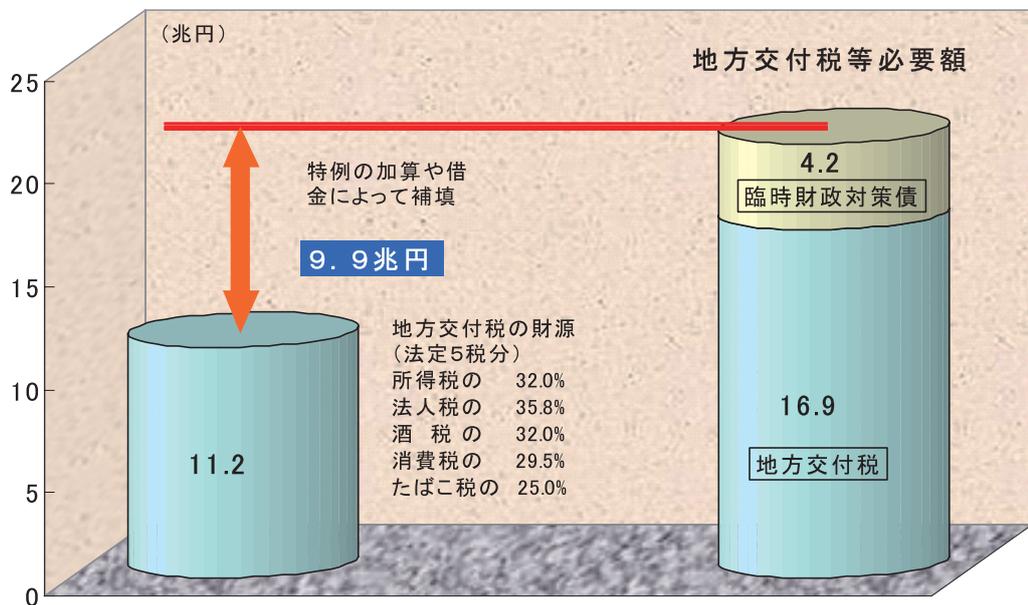
(5) 厳しい財政状況

①国の状況

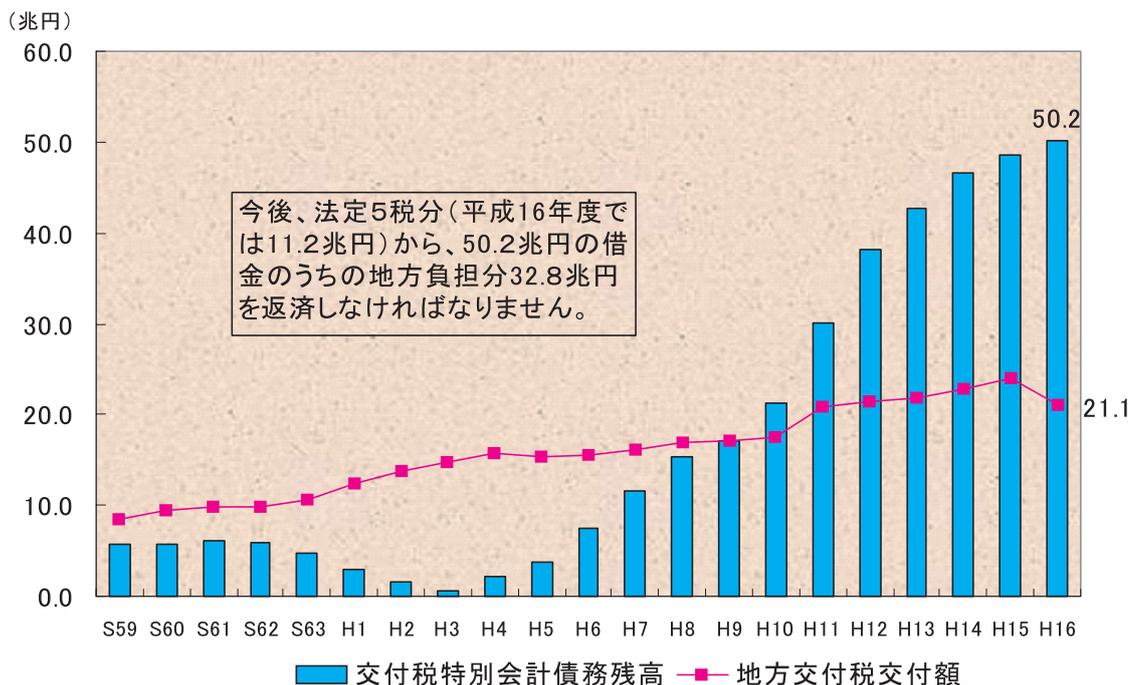
平成16年度地方財政計画においては、法定5税の税収より地方交付税の原資となる額が11.2兆円であるにもかかわらず、地方公共団体への配分に必要な額は21.1兆円に上り、差額9.9兆円の収支の不均衡が生じています。この解消のため、地方公共団体は徹底した歳出の削減を求められています。

この収支不足への対応のため、国において借り入れを行い財源を補填してきましたが、その債務残高は50.2兆円となっています。このうち、32.8兆円は将来の原資（法定5税分）から返済しなければならないため、地方交付税の大幅な減少を見込んでおく必要があります。

■平成16年度地方財政計画



■交付税特別会計債務残高推移

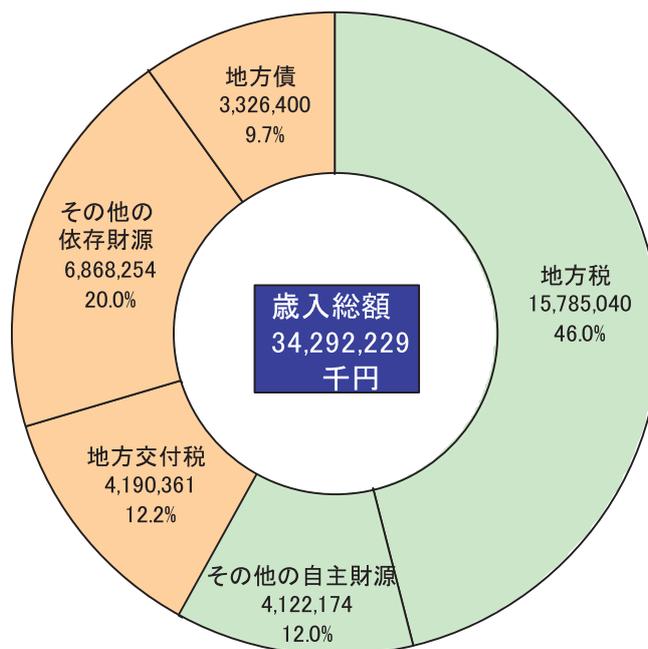


②一市二町の状況

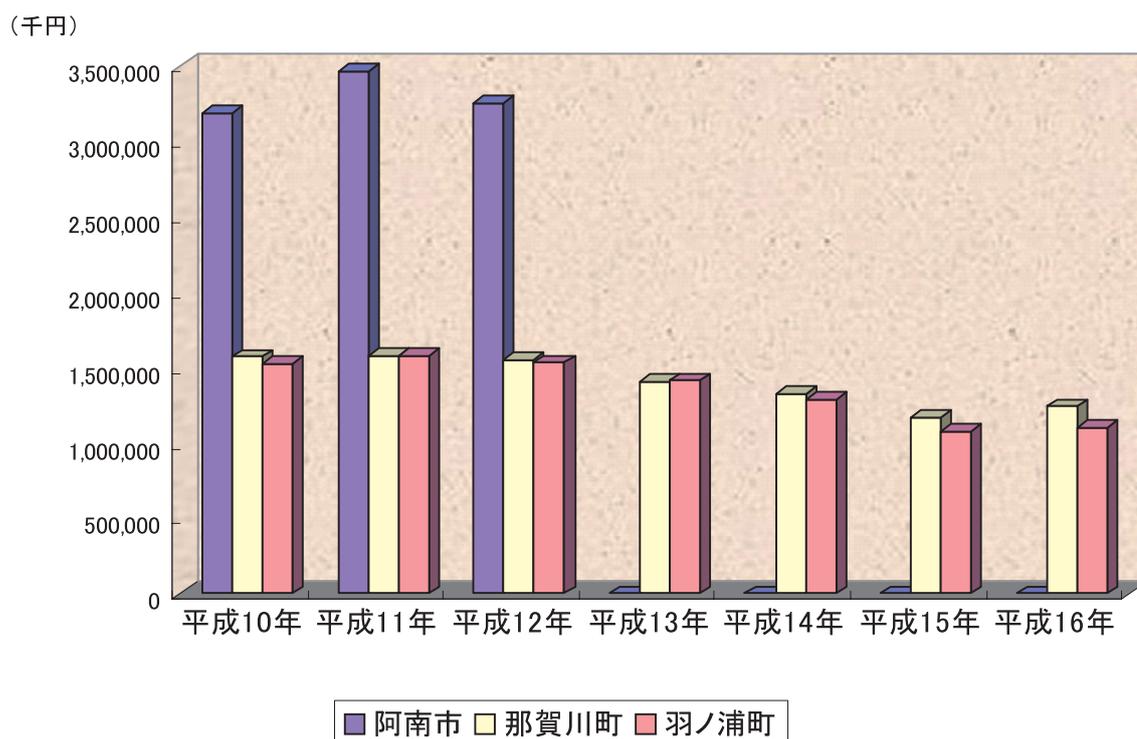
一市二町の歳入構造を見ると、自主財源が歳入全体の58%（平成14年度決算の一市二町計）となっています。一方、地方交付税等の依存財源が3割以上を占めることから、国の制度改革の影響を少なからず受けることが予想されます。

こうした情勢に対応するためにも行財政の効率化を図ることが必要であり、そのための効果的な方策が市町村合併だといわれています。

■平成14年度決算 一市二町歳入構造



■一市二町普通交付税額の推移



2 計画の位置づけ

(1) 合併特例法上の位置づけ

この「新市まちづくり計画」は、市町村合併の特例に関する法律第5条第1項の規定に基づく「市町村建設計画」として策定するものです。

(2) 一市二町の総合計画との関係

総合計画は、各市町村において総合的かつ計画的行政運営の指針となりうるものであるため、「新市まちづくり計画」の内容も、一市二町の総合計画で定められている基本理念や施策に十分配慮して策定するものです。

(3) 新市の基本計画との関係

「新市まちづくり計画」は合併に際し、住民に対して新市の将来に関するビジョンを示すとともに、マスタープランとしての役割も果たすものであることから、合併後、新市において策定される基本計画においてもこの計画が尊重され、その趣旨・内容等を活かした形で審議されることを想定しているものです。



3 計画策定の方針

(1) 計画の目的

本計画は、阿南市、那賀川町及び羽ノ浦町の合併後に新市のまちづくりを推進・整備していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく「まちづくり計画」を策定し、その実現を図ることにより一市二町の一体性を促進して、住民福祉の向上及び地域の均衡ある発展を効果的に図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくり基本方針、新市まちづくりの主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画は、平成18年度から平成32年度までの15か年とします。

(4) 計画策定における留意事項

計画策定にあたっては、次の点に留意し、策定することとします。

- ① 一市二町の長期総合計画等との比較検討、進捗状況の把握を行うとともに、住民の意向などを参考とします。また、合併におけるスケールメリットを最大限に発揮し、行財政改革を積極的に推進することで、行政サービスの低下を最小限に抑えることにします。
- ② まちづくり計画の基本方針は、厳しい財政状況並びに一市二町の現状を踏まえて長期的視野に立って策定するものとし、基本方針を実現するための主要事業においては、一市二町の抱える課題の解決を目指します。さらに合併を機に、住民による積極的な行政参加を推進し、官民協働での行政運営等、行政サービスの質の転換を図ります。
- ③ 主要事業の策定にあたっては、地域の特性、伝統及び文化・歴史を考慮し、中心部と周辺部とのバランスのとれた発展を目指します。事業実施においては、そのための財源が住民サービスを圧迫することがないようにし、また、合併の効果を早期に発揮するために有効な事業を計画的に位置づけます。

★ II 一市二町の概況

1 一市二町の現況

(1) 行政区画の変遷

一市二町の成立過程は次のようになっています。明治の大合併により15村となり、昭和の大合併により現在の一市二町に至っています。

①阿南市

明治22年の市制・町村制施行に伴い、現在の阿南市を構成する12か村が誕生しました。町村合併促進法の施行により、昭和29年に富岡町、宝田村、中野島村、長生村、大野村が合併して富岡町になり、昭和30年には加茂谷村、見能林村、桑野町を編入しました。また、昭和30年には橘町、新野町、福井村、椿町が合併して橘町となり、昭和33年の市制施行により現在の「阿南市」が発足しました。

②那賀川町

明治22年の市制・町村制施行に伴い、芳崎、今津浦、八幡、色ヶ島、手島、黒地、小延、島尻、敷地、江野島が今津浦村に、中島、北中島、原、西原、大京原、古津、三栗、赤池、苧屋、工地、上福井が平島村として誕生しました。大正10年には今津浦村は今津村と改称し、昭和31年に平島村と合併して現在の「那賀川町」が発足しました。

③羽ノ浦町

明治22年の市制・町村制施行に伴い、宮倉村、中庄村、古毛村、岩脇村、古庄村が羽ノ浦村として誕生しました。その後、大正7年の町制施行により羽ノ浦町となり、昭和29年には明見地区を大野村から編入して現在の「羽ノ浦町」となりました。

■一市二町の行政区画の変遷

市町村制施行 (明治22年)に よる町村名	明治・大正・ 昭和初期		町村合併促進法 施行(昭和28年) 後の町村名	現在(平成16年)	
大野村			S29	富岡町	S33 阿南市
宝田村					
長生村					
中野島村					
富岡村	M38	富岡町	S30		
加茂谷村					
見能林村					
桑野村	S15	桑野町	S30		
新野村	T4	新野町	S30	橋町	
福井村					
椿村	S15	椿町			
橋浦村	T1	橋町			
今津浦村	T10	今津村	S31	那賀川町	
平島村					
羽ノ浦村	T7	羽ノ浦町	羽ノ浦町	羽ノ浦町	

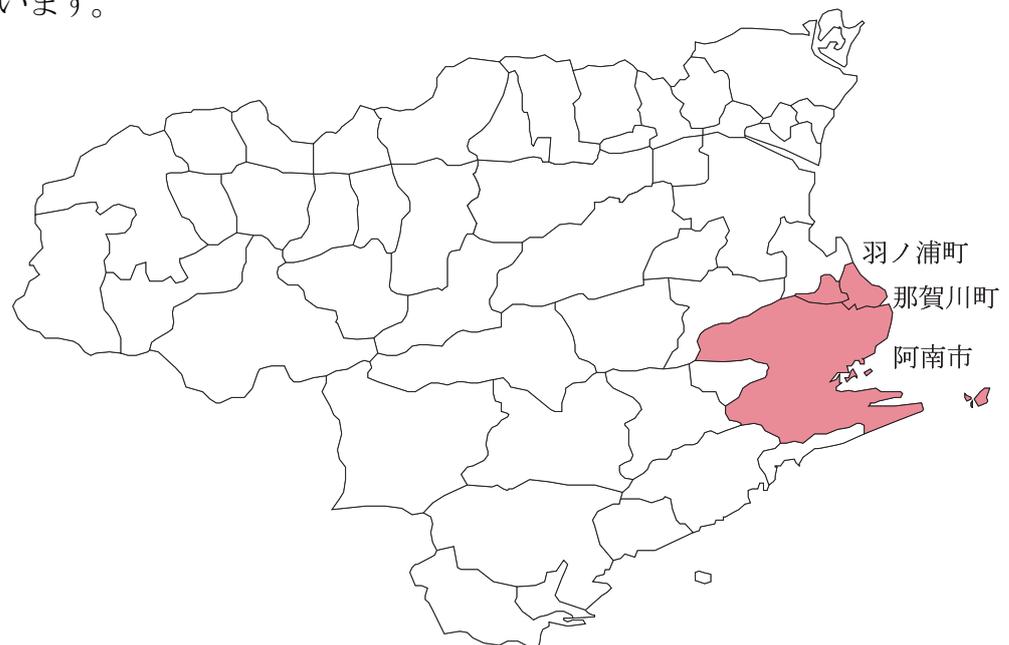
(2) 位置・地勢

一市二町は、紀伊水道に面した徳島県東部の中央海岸線に位置しています。

北部は那賀川下流域の沖積平野を中心に県内屈指の米作地帯を形成し、南部は橋湾沿岸に良港を有するとともに、その隣接部は工業開発の拠点でもあり、西部は四国山系の東端に連なる山地となっています。

海岸地域は室戸阿南海岸国定公園に指定され、特に蒲生田岬はその海岸美とともに、毎年5月から8月にかけてアカウミガメが産卵のために上陸することで知られています。その東の海上約6kmには伊島、前島、棚子島があります。

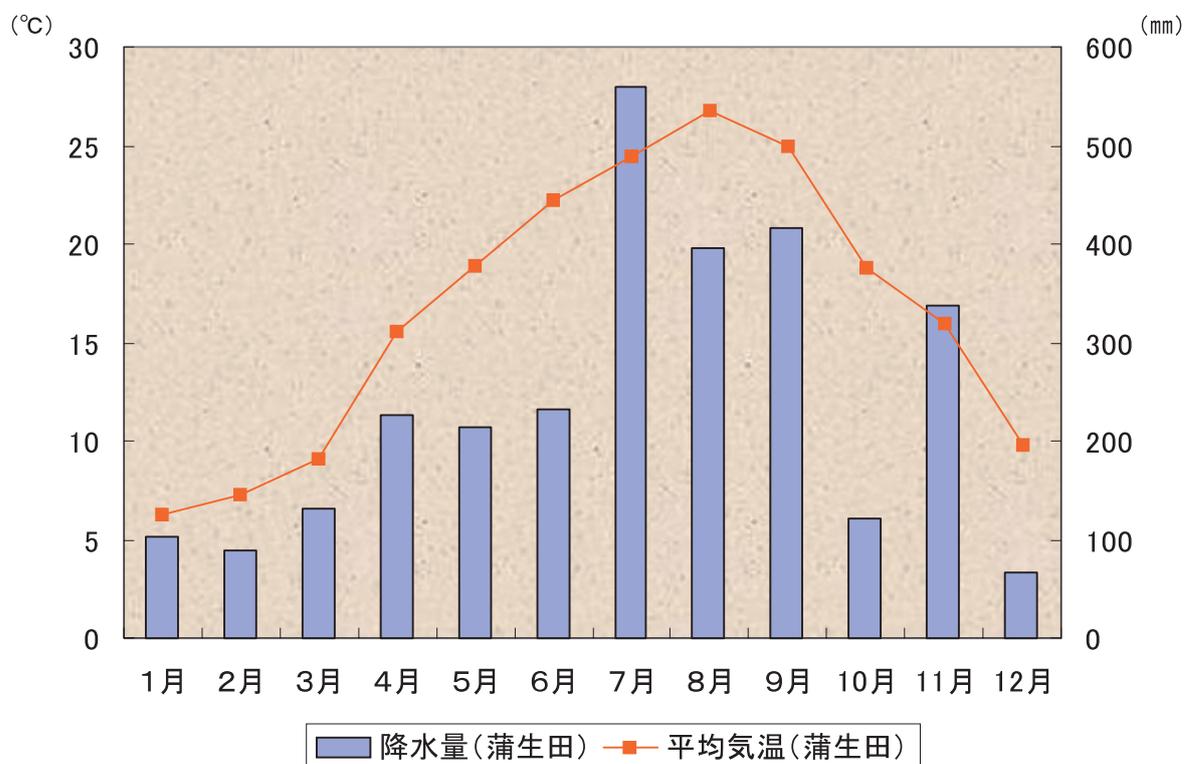
交通ではJR牟岐線、国道55号といった県南に至る大動脈が縦断し、国道195号、さらには高速バス利用により阪神大都市圏へのアクセスの利便性が向上するなど、県南地域の拠点となっています。



(3) 気候

徳島地方気象台による、平成15年の気温及び降水量は次のとおりです。太平洋気候に属し、温暖で日照時間が長く、夏場を中心に降水量が多いのが特徴となっています。

■一市二町内観測地点の月平均気温と月別降水量



	単位	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温(蒲生田)	°C	6.3	7.3	9.1	15.6	18.9	22.2	24.4	26.8	24.9	18.8	16	9.8
降水量(蒲生田)	mm	103	88	131	227	214	233	559	396	416	122	338	67
降水量(大竜寺山)	mm					597	211	218	420	477	147		

※観測されていない要素、機器の故障、保守等で値が求まらない場合は空欄となっている。

資料：徳島気象台 徳島県 2003年

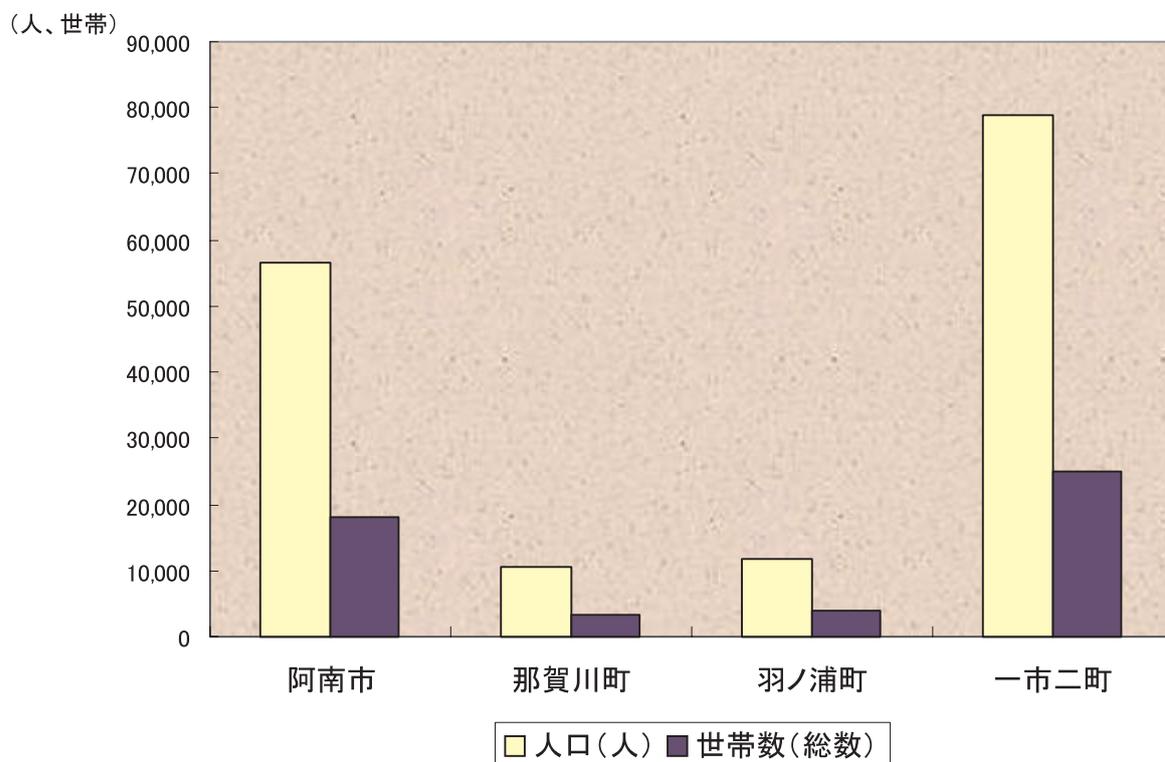
(4) 人口・世帯

平成12年国勢調査による一市二町の人口及び世帯数については次の表やグラフのとおりです。

人口は78,971人であり、徳島市に次ぐ県内第2位の規模となります。一般世帯数は25,021世帯、1世帯あたり人員は3.09人となっています。また、65歳以上親族のいる世帯割合は44.9%と県全体の水準を上回っていますが、そのうち単身世帯の割合は、逆に県全体よりも低い6.6%となっています。

■一市二町の人口・世帯数等

	阿南市	那賀川町	羽ノ浦町	一市二町	徳島県
人口(人)	56,728	10,508	11,735	78,971	824,108
世帯数(総数)	18,015	3,283	3,764	25,062	288,808
1世帯あたり人員(人)	3.07	3.18	3.07	3.09	2.78
核家族世帯割合	54.5%	55.2%	65.1%	56.2%	55.7%
65歳以上親族のいる世帯割合	45.7%	46.9%	39.3%	44.9%	41.0%
65歳以上の単身世帯割合	6.7%	6.5%	6.1%	6.6%	8.1%



資料：平成12年国勢調査

(5) 面積

一市二町の総面積は279.39 k m²で、徳島県全体の6.7%を占めることになります。

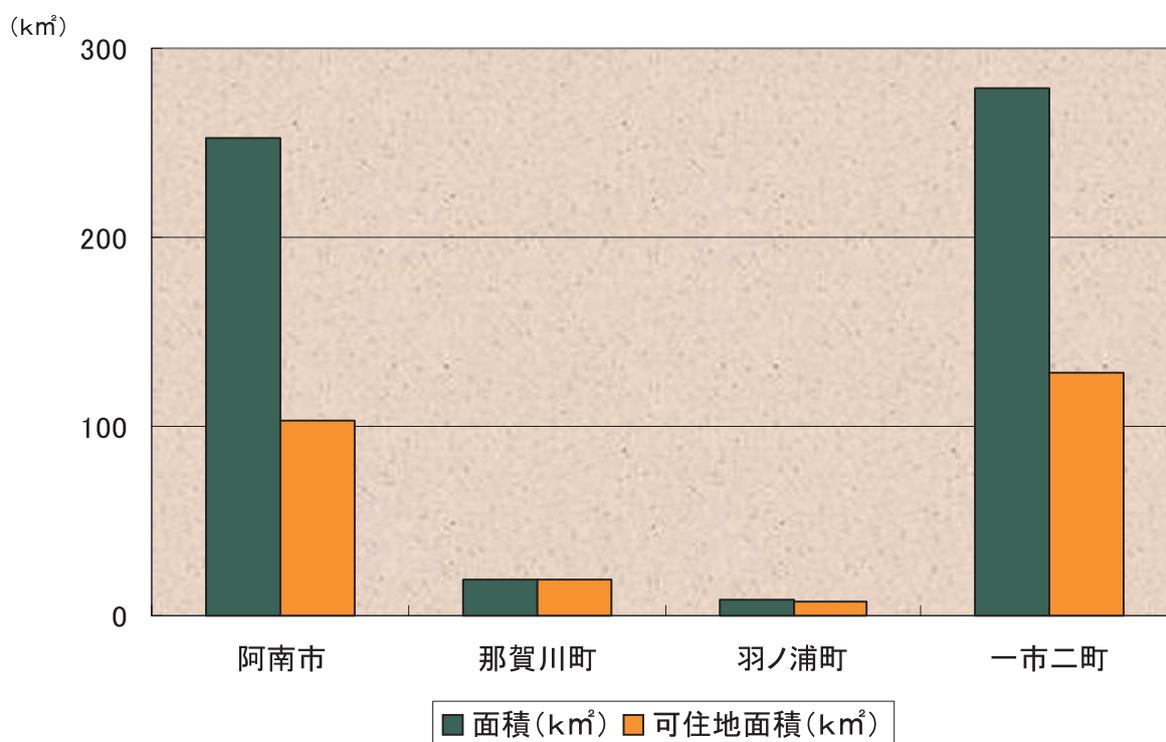
また、可住地面積は128.93 k m²、可住地面積割合が46.1%となり、県全体と比較して大幅に高い割合となっています。

■一市二町の面積・可住地面積

	阿南市	那賀川町	羽ノ浦町	一市二町	徳島県
総面積(km ²)	252.22	18.65	8.52	279.39	4145.32
可住地面積(km ²)	103.22	18.43	7.28	128.93	1021.72
可住地面積割合	40.9%	98.8%	85.4%	46.1%	24.6%

可住地面積…総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出

可住地面積割合…可住地面積／総面積により算出

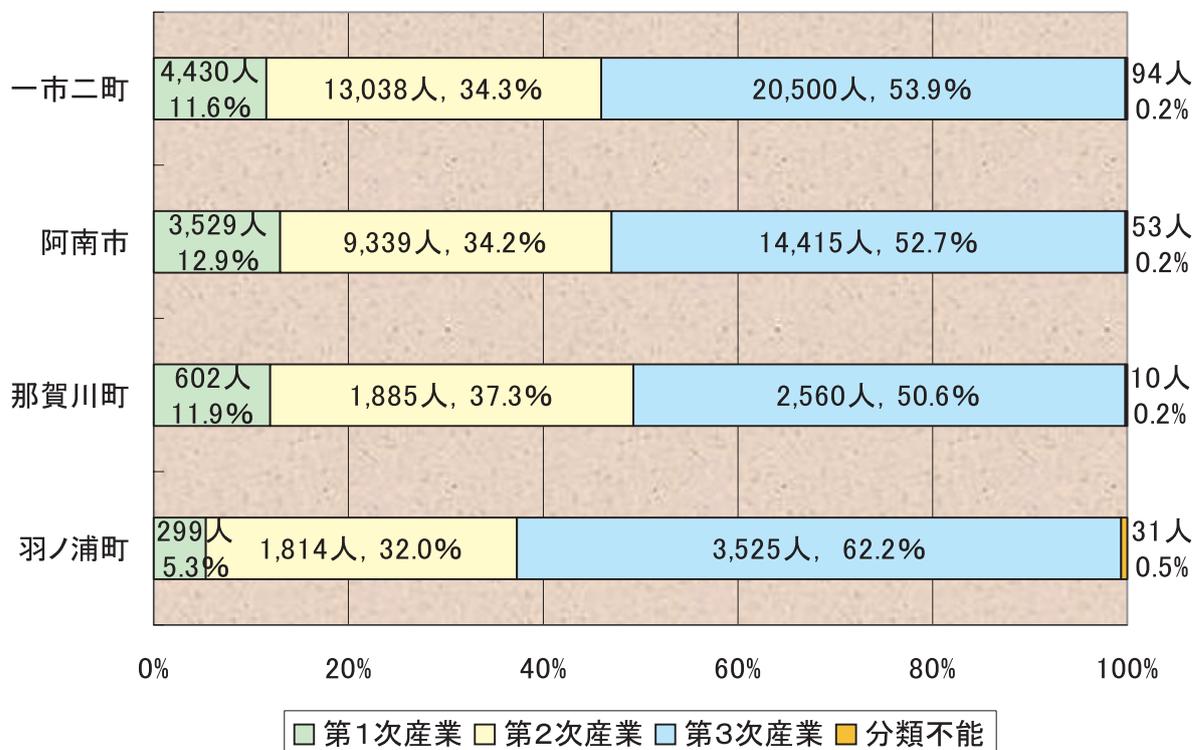


資料：総務省統計局 統計でみる市区町村のすがた 2004

(6) 産業別就業人口

平成12年度国勢調査による一市二町の就業人口割合は次のとおりです。全体では第3次産業が5割を超え、最も多くなっています。特に羽ノ浦町では第3次産業の占める割合が6割近くとなり、その反面、第1次産業の占める割合が少なくなっています。

■一市二町の産業別就業割合



(単位:人)

	総数	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業	公務(他に分類されないもの)	分類不能
阿南市	27,336	2,799	23	707	51	3,072	6,216	491	1,453	4,456	568	80	6,513	854	53
那賀川町	5,057	444	6	152	12	628	1,245	26	233	793	128	11	1,179	190	10
羽ノ浦町	5,669	275	4	20	7	516	1,291	33	281	1,154	154	26	1,632	245	31
一市二町	38,062	3,518	33	879	70	4,216	8,752	550	1,967	6,403	850	117	9,324	1,289	94

資料：平成12年国勢調査

(7) 地域指定

一市二町の地域指定は次のとおりです。

阿南市の辺地数は7、離島は伊島が指定を受けています。

	辺地	離島	都市計画	特農	地方拠点
阿南市	●	●	●	●	●
那賀川町			●		●
羽ノ浦町			●		●

辺地：辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律による辺地を有する

離島：離島振興法による離島を有する

都市計画：都市計画区域を有する

特農：特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく指定を受けている

地方拠点：徳島東部地方拠点都市地域の指定を受けている

2 主要指標の見通し

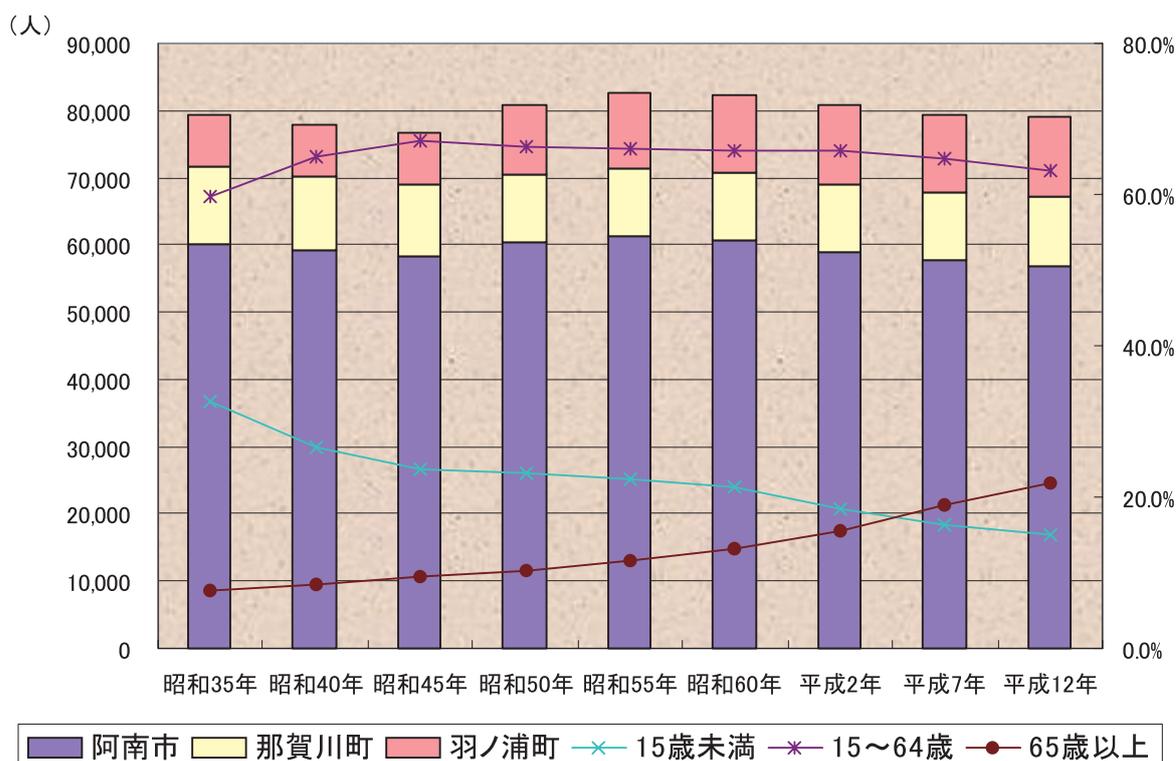
(1) 人口

一市二町の人口は、昭和50年（1975年）から平成2年（1990年）調査時点では8万人を超えていましたが、以降は減少を続けています。この傾向はさらに強まり、2030年には67,000人を割り込み、ピーク時の約8割になると見込まれています。

一方、年齢別の構成比を見ると、平成7年（1995年）調査時点で老年人口（65歳以上）割合と年少人口（15歳未満）割合が逆転し、以降その差は広がっています。老年人口割合は平成12年（2000年）調査時点では21.8%に達し、2030年には3人に1人が高齢者となることが予想されています。

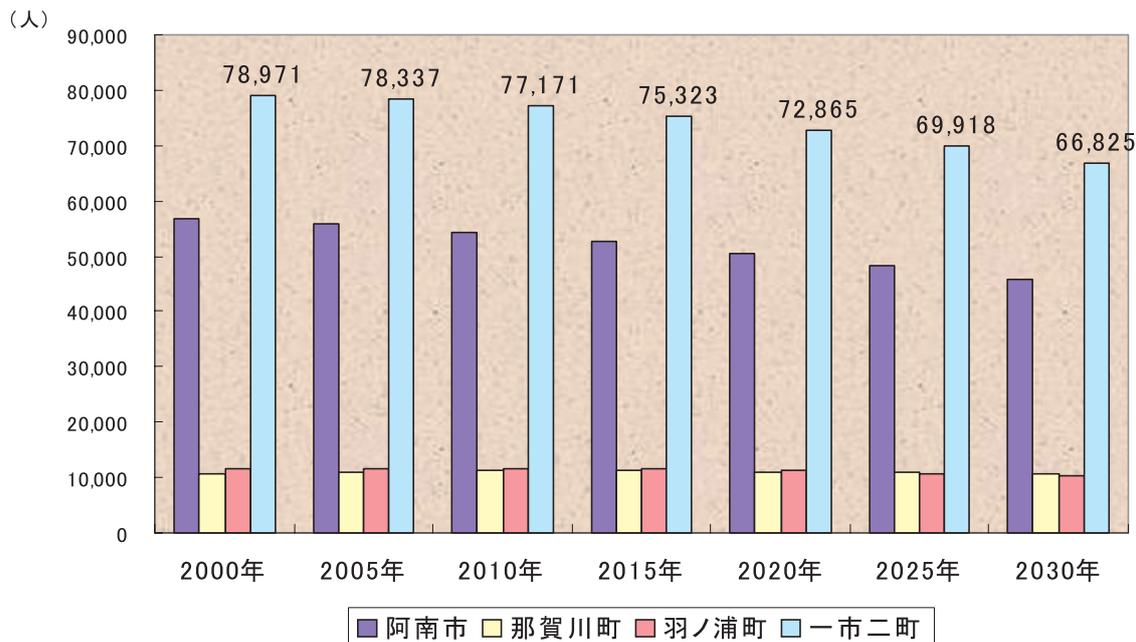
	昭和35年 (1960年)	昭和40年 (1965年)	昭和45年 (1970年)	昭和50年 (1975年)	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	
阿南市(人)	60,110	59,105	58,467	60,439	61,253	60,749	59,044	57,666	56,728	
那賀川町(人)	11,441	10,924	10,498	10,150	10,122	10,008	10,006	10,033	10,508	
羽ノ浦町(人)	7,846	7,700	7,642	10,338	11,340	11,490	11,652	11,780	11,735	
一市二町(人)	79,397	77,729	76,607	80,927	82,715	82,247	80,702	79,479	78,971	
15歳未満	人口(人)	25,986	20,615	18,058	18,816	18,584	17,428	14,929	12,993	11,828
	割合	32.7%	26.5%	23.6%	23.3%	22.5%	21.2%	18.5%	16.3%	15.0%
15～64歳	人口(人)	47,454	50,542	51,340	53,722	54,571	54,019	53,140	51,422	49,952
	割合	59.8%	65.0%	67.0%	66.4%	66.0%	65.7%	65.8%	64.7%	63.3%
65歳以上	人口(人)	5,957	6,572	7,209	8,383	9,555	10,800	12,589	15,041	17,191
	割合	7.5%	8.5%	9.4%	10.4%	11.6%	13.1%	15.6%	18.9%	21.8%

※年齢3区分には不詳を含まないため、3区分の計と一市二町の計が一致しない場合がある。

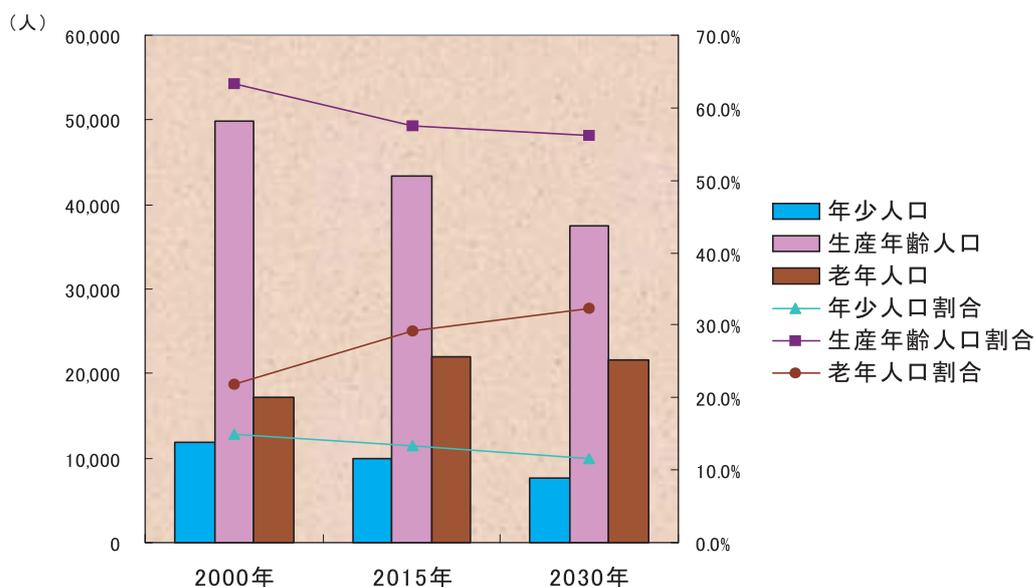


資料：国勢調査

■一市二町の将来人口推計



		年少人口			生産年齢人口			老年人口		
		平成12年 (2000年)	平成27年 (2015年)	平成42年 (2030年)	平成12年 (2000年)	平成27年 (2015年)	平成42年 (2030年)	平成12年 (2000年)	平成27年 (2015年)	平成42年 (2030年)
阿南市	人口(人)	8,249	6,878	5,240	35,836	29,880	25,362	12,643	15,924	15,132
	人口割合	14.5%	13.1%	11.5%	63.2%	56.7%	55.5%	22.3%	30.2%	33.1%
那賀川町	人口(人)	1,679	1,596	1,268	6,536	6,700	6,391	2,293	2,899	3,042
	人口割合	16.0%	14.3%	11.8%	62.2%	59.9%	59.7%	21.8%	25.9%	28.4%
羽ノ浦町	人口(人)	1,900	1,553	1,194	7,580	6,724	5,787	2,255	3,169	3,410
	人口割合	16.2%	13.6%	11.5%	64.6%	58.7%	55.7%	19.2%	27.7%	32.8%
一市二町	人口(人)	11,828	10,027	7,702	49,952	43,304	37,540	17,191	21,992	21,584
	人口割合	15.0%	13.3%	11.5%	63.3%	57.5%	56.2%	21.8%	29.2%	32.3%



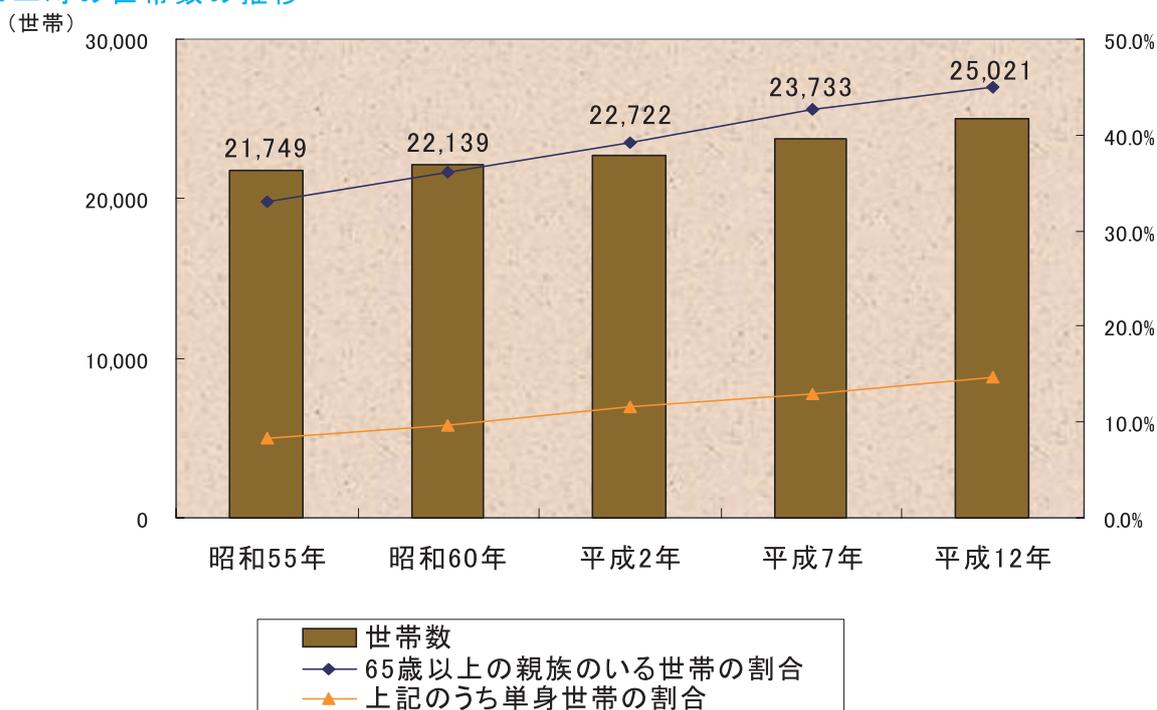
資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の市区町村別将来推計人口(平成15年12月推計)

(2) 世帯

世帯の推移を見ると、核家族化により世帯数は増加しており、平成12年には25,000世帯を超えています。また高齢化の進展により、65歳以上の親族のいる世帯の割合、そのうち単身世帯の割合ともに上昇しています。今後、老年人口割合の増加に伴い、この傾向が続くものと考えられます。

全国的に見ると、“日本の将来推計人口(中位推計)によると、総人口は2006年の1億2,774万人をピークとして以後減少に転じるのに対し、一般世帯総数のピークは2015年の5,048万世帯で、総人口より9年遅れて減少に転じる”〔国立社会保障・人口問題研究所：日本の世帯数の将来推計(全国推計－平成15年10月推計)〕と予想されています。

■一市二町の世帯数の推移



資料：国勢調査

■一般世帯数推計

年次	世帯数(1,000世帯)						
	総数	単独	一般世帯				その他
			核家族世帯				
			総数	夫婦のみ	夫婦と子	ひとり親と子	
昭和55年(1980年)	35,824	7,105	21,594	4,460	15,081	2,053	7,124
昭和60年(1985年)	37,980	7,895	22,804	5,212	15,189	2,403	7,282
平成 2年(1990年)	40,670	9,390	24,218	6,294	15,172	2,753	7,063
平成 7年(1995年)	43,900	11,239	25,760	7,619	15,032	3,108	6,901
平成12年(2000年)	46,782	12,911	27,332	8,835	14,919	3,578	6,539
平成17年(2005年)	49,040	14,218	28,575	9,851	14,666	4,058	6,247
平成22年(2010年)	50,139	15,169	28,990	10,421	14,169	4,400	5,981
平成27年(2015年)	50,476	15,984	28,731	10,589	13,517	4,625	5,761
平成32年(2020年)	50,270	16,663	28,033	10,507	12,776	4,750	5,574
平成37年(2025年)	49,643	17,159	27,083	10,291	11,998	4,794	5,401

資料：国立社会保障・人口問題研究所 日本の世帯数の将来推計(全国推計－平成15年10月推計)

★ III 新市まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

少子高齢化、地方分権、環境問題、高度情報化、厳しい経済情勢など社会の動向は大きく変化しようとしています。また、地域防災体制の早急な整備が求められています。地域の個性を輝かせるとともに、市民一人ひとりが安心して充実した暮らしができるよう、次のようなまちの姿を想定します。

- 県南の中核都市にふさわしい基盤の充実した力強いまち
- 創造性と活力あふれる産業があり、魅力あるまちづくりをとおして若者が定住するまち
- 災害に強く、全ての人々が安心して快適に、いきいきと暮らせるまち
- 豊かな自然と調和し、自然環境の保全と歴史文化を継承するまち
- 人々の交流を通じて豊かな心をはぐくみ、一人ひとりが尊重されるまち

2 新市の基本理念

新市では、目指すべき将来像を踏まえ、

自然、文化、心 とともにふれあう活働都市“阿南”

を基本理念に掲げ、まちづくりを進めていきます。

◆ 自然、文化、心 とともにふれあう

自然環境や田園景観、歴史の里としての文化・史跡を保存しつつ、交流圏の拡大や国際化にふさわしい豊かな心がふれあう地域社会を実現します。

◆ 活働都市

農林水産業から商工業にいたるまでのあらゆるものを生み出す産業基盤、安心して暮らせる防災基盤が整い、一人ひとりが、活発に学び、働くことにより、まち全体が前進していくイメージを表しています。

3 新市の目標

新市においては、「自然、文化、心」とともにふれあう活働都市“阿南”という基本理念のもと、地域の均衡ある発展に留意しつつ、地域福祉、教育・文化活動を促進して市民参画によるまちづくりを行います。また、自然や生活環境に配慮しながら、産業活動の振興にも努めます。

新市の目指すべき将来像の実現に向け、まちづくりの目標を次のとおりとします。

- 活力をよぶ創造のまちをめざす
- 人々が行き交う定住のまちをめざす
- 自然あふれる潤いのまちをめざす
- 心かよう健やかなまちをめざす
- 歴史と個性が輝く学びのまちをめざす
- 参加と協働のまちをめざす

●活力をよぶ創造のまちづくり

生鮮食料あるいは工業製品の発信基地として、ものを生み出す力を持った基盤づくりを進め、新産業の育成、滞在型観光拠点整備、商業の活性化など地域産業が一体となった雇用創出を目指します。

●人々が行き交う定住のまちづくり

地域交通ネットワーク網の整備、景観整備など市域の均衡ある発展、防災対策の充実に努め、広域的な都市間競争の時代における、定住と交流の魅力的なまちづくりを目指します。

●自然あふれる潤いのまちづくり

環境問題が地球規模で問題となるなか、海、川、緑の恵まれた自然環境を保全し、また資源やエネルギーの効率化による循環型社会の形成を目指します。

●心かよう健やかなまちづくり

乳幼児から高齢者まですべての市民が安心して健やかに暮らせるよう、豊かな人間性をはぐくめる環境づくりに努め、市民の相互支援による健康福祉のまちづくりを目指します。

●歴史と個性が輝く学びのまちづくり

歴史・文化遺産を継承、伝達していくとともに、情報化や技術革新への適応、人権尊重意識の向上、自己実現の場の提供など市民一人ひとりの個性が輝く社会を目指します。

●参加と協働のまちづくり

高齢化対策、健康福祉、環境保全、生涯学習、文化活動など市民の主体的な参加のもと、行政との協力連携、役割分担の明確化など、まちづくりの新しい仕組みづくりを目指します。

★ IV 新市まちづくりの主要施策

1 施策の体系化

阿南市としての一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「自然、文化、心」とともにふれあう活働都市「阿南」という基本理念を掲げ、その実現に向け次のような施策を展開し、総合的かつ計画的な整備を推進します。

基本理念	まちづくりの柱	主要な施策
自然、文化、心 ともにふれあう活働都市 “阿南”	活力をよぶ創造のまちづくり	農林漁業の振興 商業・サービス業の振興 工業の振興 観光の振興 雇用環境の充実
	人々が行き交う定住のまちづくり	調和のとれた土地利用の促進 道路・交通ネットワークの整備 港湾の整備 地域情報ネットワークの推進 防災・消防・防犯体制の充実 交通安全対策
	自然あふれる潤いのまちづくり	循環型社会の形成 住環境整備 上水道の整備 公共下水道等の整備による水環境の保全 衛生環境の充実 水資源の確保
	心かよう健やかなまちづくり	地域福祉の推進 保健・医療の充実 高齢者福祉の充実 子育て支援の充実 障害福祉の充実 社会保障、年金・保険の充実
	歴史と個性が輝く学びのまちづくり	生涯学習環境の整備 学校教育の充実 就学前教育の推進 人権教育、啓発の推進 青少年の健全育成 男女共同参画社会の実現 スポーツ・レクリエーションの振興 文化の継承と創造 国際・地域間交流の推進
	参加と協働のまちづくり	地域コミュニティの形成 市民と行政によるまちづくり 行財政の環境整備

2 まちづくり事業

(1) 活力をよぶ創造のまちづくり

①農林漁業の振興

農業、林業、水産業を活力あるものとするため、生産者及び関係団体等と協力した生産から流通までの各体制の整備、森林資源の適切な維持育成、漁場確保のための河川・海洋環境の保全、安全で安心な農林水産物の生産・供給を推進し、効率的かつ安定的な経営による魅力とやりがいのある農林水産業の確立を図ります。

②商業・サービス業の振興

県南の玄関口にふさわしいまちとして、商業地区の連携により商業ゾーンの再構築を図り、消費者ニーズに対応した多彩なサービス業の育成・振興を行い、光のまちづくりなど人々の集う個性的な商店街の形成を支援します。

③工業の振興

市内立地企業の操業拡大を促進し雇用の場の確保を図るとともに、阿南工業高等専門学校・地元研究機関との産学官連携による新技術開発、企業の新製品開発や技術の高度化を支援するなど、高付加価値化、新産業の創出を可能とする基盤づくりに努めます。

また、工業団地や石炭火力発電所の周辺環境の整備や地域振興策の促進を図ります。

④観光の振興

恵まれた自然、歴史、伝統文化を活かしながら、情緒豊かでやすらぎのある観光地づくりを目指します。体験・体感型の観光に視点を置き、民間事業者の創意・工夫による拠点づくりを支援し、地場産業の活性化や雇用機会の拡充にも寄与する体制を整えます。

⑤雇用環境の充実

若者が定住できるための雇用の場の創出と人材の開発養成体制の強化を図ります。また、福利施設等、勤労者が快適に就業できる環境づくりに努めるとともに、高齢者、女性、障害者などの就労機会の改善にも配慮します。

【主なまちづくり事業】

施策の項目	事業の概要
農林漁業の振興	生産基盤の整備、流通体制の整備、森林の総合的利用の推進、観光との連携
商業・サービス業の振興	商業経営の近代化・合理化の推進、魅力ある商店街の形成、サービス産業の振興
工業の振興	立地企業の操業拡大、地元企業の強化、新産業の創造、工場周辺地域の環境整備
観光の振興	観光重点整備地区の形成、観光関連産業の育成、観光ルートの整備、特産品の開発・販売促進
雇用環境の充実	雇用の確保、勤労者福祉の充実、高齢者・女性・障害者等の雇用就業の推進

【県事業】

施策の項目	事業の概要
農林漁業の振興	経営体育成基盤整備事業、経営体育成促進事業、 国営附帯県営農地防災事業、中山間地域総合整備事業、 農林道の整備、排水対策特別事業、水質障害対策事業、 かんがい排水事業、漁港の整備

(2) 人々が行き交う定住のまちづくり

①調和のとれた土地利用の促進

交通条件、地形条件等の地域構造をふまえ、自然環境との共生と調和を図りつつ、総合的な土地利用を促進します。また、土地区画整理事業や市街地の整備により、産業、文化、交流、居住など都市機能の計画的な配置整備を進めます。

②道路・交通ネットワークの整備

四国横断自動車道及び阿南・安芸自動車道〔桑野道路（仮称）、福井道路（仮称）、日和佐道路〕については、関係機関と連携し整備促進を図るとともに、幹線道路網からの国道55号及び国道55号バイパス道路へのアクセス道路整備、国道55号阿南バイパスの早期供用を目指します。

また、集落間を結ぶ幹線道路の整備や生活関連道路の改良整備、維持・管理により利便性と安全性の向上を図ります。公共交通機関や離島航路については、その充実・確保に努めます。

③港湾の整備

物流機能をはじめ港湾機能の充実強化を促進するとともに、やすらぎのある港湾空間の整備に努めます。

④地域情報ネットワークの推進

福祉、保健・医療、教育をはじめ、さまざまな分野において情報通信の活用を推進するとともに、行政情報の電子化と共有化を進め、積極的に地域情報化に取り組みます。また、地域イントラネット*1などによりICT*2環境を整備するとともに、CATVへの活用も検討します。

*1 地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るための地域の高速情報ネットワーク。

*2 あらゆるものが、いつでも、どこでもネットワークによって結ばれる社会の到来に向けての情報通信技術。

⑤防災・消防・防犯体制の充実

南海・東南海地震対策をはじめ、各種治山・治水事業、海岸事業等を計画的かつ継続的に促進するとともに、関係機関との連携強化、自主防災組織・防犯組織の育成など、地域防災計画に基づく総合的な体制の確立による、安全で災害に強いまちづくりを目指します。また消防、救急・救助体制の充実強化や市民の防火、防犯意識の徹底を図ります。公共施設にあつては耐震化を図るなど、避難場所としての機能充実にも努めます。

⑥交通安全対策

交通安全施設の整備を図るとともに、交通安全計画に基づき、交通安全推進協議会との連携、市民の協力による安全で快適な交通環境の整備、交通安全思想の普及・啓発に努めます。

【主なまちづくり事業】

施策の項目	事業の概要
調和のとれた土地利用の促進	計画的な土地利用の推進、周辺部市街地の整備、良好な都市景観の形成
道路・交通ネットワークの整備	生活関連道路の整備、公共交通機関の充実・確保、ユニバーサルデザイン ^{*3} の導入
港湾の整備	港湾機能の充実、親水空間の整備
地域情報ネットワークの推進	情報通信基盤の整備、情報通信を活用した公共サービスの提供、情報化教育の推進
防災・消防・防犯体制の充実	防災関連事業の推進、自主防災組織・防犯組織の育成、防災設備の拡充
交通安全対策	交通安全施設の整備拡充、交通安全思想の普及

*3 あらゆる体格、年齢、障害の有無にかかわらず、誰もが利用できる製品・サービス等の創造。

【県事業】

施策の項目	事業の概要
道路・交通ネットワークの整備	国道の整備、県道の整備
港湾の整備	港湾の改修
防災・消防・防犯体制の充実	総合情報通信ネットワークシステムの強化、河川の改修、治山・治水対策事業、海岸保全事業、海岸環境整備事業
交通安全対策	交通安全施設の整備

(3) 自然あふれる潤いのまちづくり

①環型社会の形成

省資源や省エネルギーに努めるとともに、自然環境の保全と快適な環境の創造に取り組むなど、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の形成を目指し、循環型のまちづくり、自然環境と調和するまちづくりを進めます。

②住環境整備

公営住宅の整備、民間による住宅、宅地の供給の促進など良好な住宅及び住環境の確保を計画的に行います。また、誰もが気軽に運動や遊びに親しみながら、健康づくりややすらぎが得られるように、公園の整備、緑化の推進を図ります。

③上水道の整備

水質の保全とともに、簡易水道の上水道への統合、未普及地帯の解消に努め、水道事業の効率化と水道水の安定供給を図ります。

④公共下水道等の整備による水環境の保全

公共用水域の水質保全を図り、那賀川に代表される豊かな水環境を維持増進させるため、公共下水道の整備を図ります。

公共下水道の整備が困難な地区については、合併処理浄化槽、農業集落排水施設等の整備促進により、きれいな水環境の保全に取り組みます。

⑤衛生環境の充実

ごみの減量化、ごみ処理の適正化、資源の再使用・再生利用を推進し、し尿処理については施設の維持管理に努めるなど公衆衛生の向上を図ります。また、廃棄物の自己処理・地域内処理の原則をふまえ、関連条例の的確な運用と不法投棄などに対する監視体制の充実を図り、生活環境が損なわれないよう排出事業者及び処理業者に対する適正な処理の指導に努めます。

⑥水資源の確保

水の再利用、中水道*⁴の促進などの水資源の有効活用を図るとともに、森林の保水機能強化などにより、工業用水、農業用水の安定供給に努めます。

* 4 雨水や処理済み下水など、人体と直接接しない目的で用いる雑用水を供給するもの。

【主なまちづくり事業】

施策の項目	事業の概要
循環型社会の形成	環境保全への取り組みの啓発、公害の防止・環境監視、生物の多様性の確保
住環境整備	住宅政策基本方針の確立、民間住宅開発の適正な指導、公園整備、緑化推進
上水道の整備	新たな水源の確保、水質の保全、簡易水道の統合
公共下水道等の整備による水環境の保全	公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、農業集落排水施設等の整備促進
衛生環境の充実	ごみの減量化、ごみの分別収集の徹底、し尿の適正処理、廃棄物適正処理の監視強化
水資源の確保	水の再利用化、中水道の整備、安定水源の確保

【県事業】

施策の項目	事業の概要
住 環 境 整 備	公共公園事業

(4) 心かよう健やかなまちづくり

①地域福祉の推進

すべての市民が住み慣れた家庭や地域社会で暮らすことができるように、地域福祉体制の整備を図るとともに、ノーマライゼーション*5の理念に基づき、誰にでも住みやすいユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

*5 障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を特別扱いするのではなく、すべての人が一般社会の中で普通に生活を送る機会を与えられるべきであるとする考え方。

②保健・医療の充実

すべての市民が心身ともに健康で充実した生活を送れるよう、各年代に応じた健康づくりを推進します。

保健・医療ニーズの多様化や高度化、さらに高齢社会に対応するため、医療機関の機能分担と連携を図り、合理的な医療体制の確立を図ります。また、へき地医療の適正な事業運営に努めます。

③高齢者福祉の充実

高齢者が安心していきいきとした生活をしていくための施策として、保健事業の充実、福祉サービスの推進、高齢者の社会参加と生きがいをづくりに取り組みます。

在宅での生活が困難な要介護高齢者が適切な介護を受けられるよう、介護保険サービスの体制づくりに努めます。

④子育て支援の充実

子育て支援を社会全体の取り組むべき課題として位置づけ、「子育てと仕事の両立支援」、「家庭における子育て支援」、「地域社会及び関係機関と手を取り合った子育て支援」、「子育て費用の軽減」等に積極的に取り組みながら、安心して子育てできる環境づくりを目指します。

また、幼稚園と保育所の一体的運営を検討し、0歳児から就学前児が一体的に利用できる施設整備を検討します。

⑤障害福祉の充実

就労機会の拡充、生活支援事業、物的な社会環境整備等、障害者の完全参加と平等、社会的自立の実現に向けて、総合的な障害者施策を推進します。

⑥社会保障、年金・保険の充実

生活保護の相談、自立支援の拡充を図るとともに、保護の適正実施の推進に努めます。
また、無年金者を出さないことを目標に加入を促進するとともに、国民健康保険事業や介護保険制度においては、健全かつ円滑な運営に努めます。

【主なまちづくり事業】

施策の項目	事業の概要
地域福祉の推進	地域福祉のネットワーク化、ユニバーサルデザインのまちづくり、救急救助・援護協力体制の強化
保健・医療の充実	年代に応じた健康相談・健診の実施、地域医療供給体制の充実、健康増進施設の整備
高齢者福祉の充実	高齢者福祉サービスの推進、介護保険制度の円滑な運営、高齢者の生きがいづくり
子育て支援の充実	子育て支援施策の充実、乳幼児医療費の助成、幼保一元化の推進、遊びと学びの場の整備充実
障害者福祉の充実	障害者生活支援事業の推進、在宅福祉サービスの充実、ひとにやさしいまちづくりの推進
社会保障、年金・保険の充実	自立支援の充実・適正実施、国民年金への加入の促進、介護保険制度の円滑な運営

(5) 歴史と個性が輝く学びのまちづくり

①生涯学習環境の整備

生涯のそれぞれの時期に学習機会を持ち、国際化・高度情報化社会に対応できる市民性を育みながら、文化的で創造性に富む生涯学習社会の実現を目指します。また、公民館を拠点とした地域住民の学習活動と実践活動を通じ、市民の連帯意識の向上を図るなど、さまざまな環境や施設の整備に努めます。

②学校教育の充実

小・中学校の施設の耐震化や一層の充実、老朽化施設の改築等、子どもが安全・快適に学べる環境づくりを行います。

また、特色ある学校づくりのための自主活動等を支援するとともに、自ら学び、主体的に判断し行動する力を身につけた、時代の変化に対応できる人づくりに努めます。

③就学前教育の推進

就学前教育においては、保育所と幼稚園の機能を活かし、一体的運営や合同保育等幼保の連携の在り方について検討を進めていくとともに、両施設における教育内容の一層の充実を図り、基本的な生活習慣の育成や生きる力の基礎を培っていきます。

④人権教育・啓発の推進

「人権尊重」を基本理念に、すべての人々の人権が尊重される社会を築くため、市民一人ひとりの人権感覚を育む教育・啓発活動を推進します。

⑤青少年の健全育成

青少年健全育成の立場から、問題行動の早期発見・解決、問題状況に即応した相談活動の充実に努めます。また、家庭や地域社会、関係諸機関との密接な連携を図るとともに、子どもたちを取り巻く社会環境の浄化・整備に努めます。

⑥男女共同参画社会の実現

「基本的人権の尊重」と「男女平等」を基本理念として、男女があらゆる分野に共に参画し、共に責任を担うべき社会を創造していくことを目標に、男女共同参画社会の実現を目指します。

⑦スポーツ・レクリエーションの振興

体育団体やスポーツクラブの育成など学校や社会における体育・スポーツ活動の振興を図り、市民の健康と体力の保持増進、明るく豊かな活力ある人づくりを進めます。

また施設の整備と合わせ、市民の相互交流の場ともなる、健康づくりやスポーツの各種イベントを積極的に展開します。

⑧文化の継承と創造

文化財の現状把握と適正な管理・保存に努めるとともに、文化施設等を拠点とした市民参画、市民主導型の多様な芸術・文化活動を支援します。

⑨国際・地域間交流の推進

市民主体の教育、文化、スポーツ、産業など多方面にわたる国際交流活動・地域間交流活動を進め、地域の活性化、人づくりを促進します。

【主なまちづくり事業】

施策の項目	事業の概要
生涯学習環境の整備	生涯学習体制の充実と施設整備、 公民館・図書館活動の充実
学校教育の充実	教育施設・教育環境の整備、義務教育内容の充実、 地域育成組織の充実
就学前教育の推進	合同保育等の幼保連携、教育内容の充実
人権教育・啓発の推進	人権意識の高揚
青少年の健全育成	健全育成活動の推進、相談活動の充実
男女共同参画社会の実現	推進体制の整備、共同参画意識の啓発
スポーツ・レクリエーションの振興	団体・グループの育成、指導者の育成、 健康づくり・スポーツイベント等の推進
文化の継承と創造	文化財の保護、芸術・文化活動の振興
国際・地域間交流の推進	国際交流活動の充実、地域間交流の推進

(6) 参加と協働のまちづくり

①地域コミュニティの形成

市民が相互に交流し、連帯感を深めながら主体的にまちづくりに参画することができるように、コミュニティ意識の醸成と自治会などへの参加の促進、活動拠点の充実と自主管理の促進を図ります。離島及び山間辺地地域では、地域振興策とともにコミュニティ活動の推進を図っていきます。

②市民と行政によるまちづくり

広報の充実、情報公開の推進を図るとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握できるよう広聴活動を推進し、開かれた行政を目指します。

また、ボランティア団体・グループ、NPO等の育成、支援を通じて、まちづくりのための人づくりを推進します。

③行財政の環境整備

市民の満足度を高める行政サービスの提供、効率的経営の視点を持った運営体制の確立を基本として、政策自治体への脱皮、計画行政の推進など、新たな行政ニーズに的確かつ弾力性を持って対応できる質の高い行政運営を目指します。

また、中長期の財政の見通しに基づき、経常的経費を抑制し、投資事業の必要性と効果を十分に考慮した健全財政の確立による効果的な財政運営を進めます。

市庁舎等の整備にあたっては、計画的な財政措置を図るとともに、災害時の対策を迅速かつ効果的に実施できる防災拠点機能を充実させます。また、周辺環境とも調和した新市の顔としてふさわしい空間づくりに努めます。

【主なまちづくり事業】

施策の項目	事業の概要
地域コミュニティの形成	コミュニティ活動の推進、地域づくりの活動支援
市民と行政によるまちづくり	広報広聴活動・情報公開の推進、市民意識の醸成、市民活動の場の確保
行財政の環境整備	総合的・計画的な行政の実現、行政事務処理の効率化、市庁舎等の整備

★ V 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら進めていきます。この検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、既存の公共的施設の有効利用・相互利用等を総合的に図り、市民サービスの低下を招かないよう配慮します。

新たな公共的施設の整備についても、事業の効果について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り活用するなど、効率的な整備に努めます。

合併以前の町役場については、他の公共的施設との複合的な利用や市民活動の拠点とするとともに、ネットワークの強化により、市民生活に密着した行政サービス提供の場としての活用を図ります。

★ VI 財政計画

(1) 位置づけ

この財政計画は、合併後の新市の財政運営の見通しをたてるため、市町村の合併の特例に関する法律第5条の規定に基づき作成するものです。

(2) 計画期間

この計画の計画期間は、平成18年度から平成32年度までの15年間とします。

(3) 対象

この計画は、普通会計を対象として策定したものです。

ただし、阿南消防組合・阿南市外二町衛生組合の会計を加味して試算しています。

(4) 基本的な考え方

この計画は、新市の財政運営上の目安となるよう、全体的な方向性を示すものとして作成しています。依存財源については過大に見積もることがないように、また、国、県からの財政支援措置については、有効に活用することとして計画の中に算入しています。

なお、新市の健全な財政運営を確保するため、合併の効果を最大限に活かしつつ、歳入確保・歳出削減に向けた継続的な取り組みを行うこととします。

■ 歳 入

区 分	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
地 方 税	17,731	17,052	16,240	14,369	15,822	14,920	14,746
地 方 譲 与 税	895	406	395	363	366	360	349
利 子 割 交 付 金	45	62	62	55	48	43	32
地 方 消 費 税 交 付 金	727	716	664	679	666	680	674
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	29	31	31	33	31	29	28
配 当 割 及 び 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	74	80	25	25	77	104	93
自 動 車 取 得 税 交 付 金	133	117	111	72	59	53	60
地 方 特 例 交 付 金	552	155	199	204	112	95	31
地 方 交 付 税	3,666	3,362	3,515	3,429	3,543	4,085	4,247
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12	12	10	11	11	10	9
分 担 金 及 び 負 担 金	168	157	135	145	134	133	134
使 用 料 及 び 手 数 料	925	922	905	852	840	877	855
国 庫 支 出 金	2,670	2,979	2,982	5,377	4,830	4,267	5,813
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1	1	1	1	1	1	1
県 支 出 金	1,273	1,450	1,545	1,519	1,856	1,833	1,662
財 産 収 入	68	131	339	128	151	107	183
寄 附 金	3	242	7	3	16	101	135
繰 入 金	138	87	328	98	110	224	608
繰 越 金	2,192	1,672	1,525	1,810	1,314	1,679	1,235
諸 収 入	1,933	1,974	1,971	1,730	1,445	1,340	1,283
地 方 債	1,463	2,348	2,575	3,602	4,063	2,476	4,868
歳 入 合 計	34,698	33,956	33,565	34,505	35,495	33,417	37,046

■ 歳 出

区 分	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
人 件 費	8,273	8,204	7,890	7,802	7,597	7,617	7,179
物 件 費	4,472	4,606	4,387	4,455	4,886	4,769	4,819
維 持 補 修 費	262	256	257	218	221	212	211
扶 助 費	3,421	3,619	3,671	3,857	4,927	5,343	5,438
補 助 費 等	1,551	1,587	1,568	2,805	1,584	1,459	1,553
普 通 建 設 事 業 費	2,874	4,139	3,865	5,210	4,996	4,246	8,416
災 害 復 旧 事 業 費	3	0	94	7	72	24	120
公 債 費	4,389	4,348	4,175	3,809	3,800	3,610	3,672
積 立 金	4,143	1,793	1,793	1,144	1,996	1,169	868
投 資 及 び 出 資 金・貸 付 金	1,263	1,443	1,472	1,153	882	787	717
繰 出 金	2,374	2,437	2,583	2,731	2,855	2,945	3,327
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	33,025	32,432	31,755	33,191	33,816	32,181	36,320

単位：百万円

H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
15,085	15,592	15,161	14,500	14,500	14,500	14,500	14,500
341	323	329	329	329	329	329	329
27	21	16	16	16	16	16	16
661	804	1,129	1,129	1,145	1,151	1,151	1,151
28	26	28	28	28	28	28	28
248	183	137	137	137	137	137	137
56	24	24	24	0	0	0	0
32	30	31	31	31	31	31	31
4,295	4,334	4,161	4,028	3,752	3,567	3,383	3,198
8	7	9	9	9	10	9	9
134	131	129	127	127	127	127	127
846	825	825	825	839	839	839	840
7,998	4,820	4,105	4,130	3,646	3,806	3,692	3,363
1	1	1	1	1	1	1	1
1,753	2,078	1,805	1,758	1,748	1,734	1,770	1,737
64	80	8	8	8	8	8	8
114	516	200	0	0	0	0	0
423	2,735	1,322	4,573	2,404	2,561	2,891	2,928
726	1,111	1,334	0	0	0	0	0
1,213	1,241	1,189	1,180	1,181	1,180	1,181	1,181
4,981	2,931	3,328	4,106	3,402	1,577	1,630	2,794
39,034	37,813	35,271	36,939	33,303	31,602	31,723	32,378

単位：百万円

H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2
6,900	6,997	6,978	6,993	7,027	7,035	7,134	7,274
4,759	5,203	5,593	5,605	5,716	5,710	5,732	5,698
213	213	345	345	351	351	351	351
5,559	6,028	5,862	5,979	6,099	6,221	6,345	6,472
1,522	1,769	1,994	1,995	1,995	1,995	1,996	1,995
11,360	7,966	6,215	8,616	4,658	2,788	2,628	2,069
2	67	263	12	12	12	12	12
3,411	3,234	3,143	3,170	3,167	3,157	3,136	3,061
304	891	707	0	0	0	0	1,000
662	604	611	611	611	611	611	611
3,230	3,507	3,560	3,613	3,667	3,722	3,778	3,835
0	0	0	0	0	0	0	0
37,922	36,479	35,271	36,939	33,303	31,602	31,723	32,378

